

議案第9号

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表65の項手数料の金額の欄ア③(1)中「(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。イ③において「基準」という。）Iの第2の2の2—3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物」を「の合計（市長が別に定める建築物）」に、「の合計が300平方メートル」を「が300平方メートル」に改め、同欄ア③(2)中「31,000円」を「19,000円」に改め、同欄イ③中「基準Iの第2の2の2—3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算出した共同住宅」を「市長が別に定めるもの」に、「100平方メートル」を「200平方メートル」に、「110,000円」を「111,000円」に改め、同欄イ④(2)中「412,000円」を「317,000円」に改め、同欄イ⑤(2)中「158,000円」を「118,000円」に改め、同表67の項手数料の金額の欄ア③(2)中「15,500円」を「9,500円」に改め、同欄イ③中「100平方メートル」を「200平方メートル」に改め、同欄イ④(2)中「206,000円」を「158,500円」に改め、同欄イ⑤(2)中「79,000円」を「59,000円」に改め、同表73の項手数料を徴収する事務の欄中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項手数料の金額の欄ア中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同欄ア③(2)中「31,000円」を「19,000円」に改め、同欄エ②中「432,000円」を「334,000円」に改め、同欄オ②中「171,000円」を「130,000円」に改め、同項を同表74の項とし、同表72の項手数料を徴収する事務の欄中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項手数料の金額の欄中「第70号」を「第71号」に改め、同項を同表73の項とし、同表71の項手数料を徴収する事務の欄中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項手数料の金額の欄ア中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同欄ア③(2)中「15,500円」を「9,500円」に改め、同欄ウ中

「ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額」を

「ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額」に改め、同欄ウ②中「216,000円」を「167,000円」に改め、同欄エ②中「85,500円」を「65,000円」に改め、同項を同表72の項とし、同表70の項手数料を徴収する事務の欄中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項を同表71の項とし、同表69の項手数料を徴収する事務の欄中「(平成27年法律第53号)第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項手数料の金額の欄ア中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同欄ア②中「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物)」を「の合計(市長が別に定める建築物)」に、「第71号ア②」を「第72号ア②」に、「第73号ア②」を「第74号ア②」に、「の合計が300平方メートル」を「が300平方メートル」に改め、同欄ア③(2)中「31,000円」を「19,000円」に改め、同欄ウ②中「432,000円」を「334,000円」に改め、同欄エ②中「171,000円」を「130,000円」に改め、同項を同表70の項とし、同表68の項の次に次のように加える。

69	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1
----	--	----------------------	--

づく建築物エネルギー
消費性能適合性判定

項の認定又は同法第36条第
1項の変更の認定を受けたこ
とを示す書類が提出された場
合

① 建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律第
12条第1項又は第13条
第2項の規定による場合

(1) 床面積の合計（市長が
別に定める算定方法によ
って算定したものをいう。
以下この号及び第75号
において同じ。）が30
0平方メートル未満のも
の 11,000円

(2) 床面積の合計が300
平方メートル以上500
平方メートル以内のもの
19,000円

② 建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律第
12条第2項又は第13条
第3項の規定による場合

(1) 床面積の合計が300
平方メートル未満のもの
5,500円

(2) 床面積の合計が300
平方メートル以上500
平方メートル以内のもの

9, 500円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合（ア①に掲げる場合を除く。）

① 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
267, 000円

(2) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの
334, 000円

② 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

102,000円

- (2) 床面積の合計が300
平方メートル以上500
平方メートル以内のもの

130,000円

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合（ア②に掲げる場合を除く。）

- ① 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (1) 床面積の合計が300
平方メートル未満のもの
133,500円

- (2) 床面積の合計が300
平方メートル以上500
平方メートル以内のもの

167,000円

- ② 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

			<p>(1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円</p>
--	--	--	--

別表に次のように加える。

75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更該当証明書交付申請手数料	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>② 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 9,500円</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号</p>
----	---	--------------------------------------	--

			<p>イに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>② 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 167,000円</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>② 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 65,000円</p>
--	--	--	---

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月22日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エ

エネルギー消費性能適合性判定等の事務に係る手数料を定めることその他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。